

## 相続税申告書作成・簡易プラン

サービス内容

財産評価＋遺産分割協議書の作成＋相続税申告

適用条件（下記の全てを満たす場合）

1. 遺産分割の内容が相続人間で決定しており、分割に争いが無い。
2. 相続発生日から5ヶ月以内の依頼である。
3. 遺産総額が2億円以下である。

料金

（基本報酬算定の基礎となる遺産総額は、プラス財産の総額のことをいい、借入金等の債務、小規模宅地等の各種特例・配偶者控除・生命保険金等の非課税枠等の控除を行う前の金額をいいます。）

報酬総額は、＜基本報酬＞＋＜加算報酬＞＋＜その他報酬＞の合計となります。

### <基本報酬>

遺産総額		報酬額
～	5千万円以下	15万円
5千万円超～	7千万円以下	20万円
7千万円超～	1億円以下	30万円
1億円超～	1億5千万円以下	35万円
1億5千万円超～	2億円以下	40万円

### <加算報酬>

土地（1利用区分につき）	5万円
非上場株式（1社につき）	10万円

## <その他報酬>

1. 金融機関残高証明書の取得代行	1行につき1万円 (別途実費)
2. 戸籍関係書類の取得代行	1万円(別途実費)
3. 遺産分割後の預金名義の切替代行	1行につき1万円 (別途実費)
4. 下記は実費を請求	
不動産評価に必要な資料の取得代行	
登記を行う際の登録免許税・司法書士報酬	
不動産鑑定報酬(必要な場合のみ)	
5. 遠隔地に該当する場合の交通費・宿泊費	実費
6. 下記は別途御見積り	
準確定申告を行う場合の報酬	
延納・物納を行う場合の報酬	
7. 申告期限内に遺産分割がまとまらない場合	申告報酬の30%
8. その他	別途事前相談

\* 遠隔地は、近畿二府四県以外が該当します。

\* <基本報酬><加算報酬><その他報酬>全てについて消費税が別途必要になります。

\* 弊社顧問先様は、下記の割引がございます。

- ①年間顧問料 50万円以上の顧問先様  
上記により算出した報酬額から10%の割引
- ②年間顧問料 50万円未満の顧問先様  
上記により算出した報酬額から5%の割引